

# 成年後見 センター だより

発行：新宿区社会福祉協議会  
新宿区成年後見センター  
平成 29 年 12 月 1 日発行  
第 11 号

ご存知ですか？ ち い き ふ く し け ん り よ う こ し ぎ よ う 地域福祉権利擁護事業



## どんな人が利用できるの？

地域福祉権利擁護事業は、物忘れや認知症、知的障害、精神障害などにより、必要な福祉サービスをひとりだけで判断し、利用手続きするのが難しい方がご利用いただけます。判断能力が不十分になった方が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるように、「判断に迷うこと」「不安に感じること」「疑問に思うこと」などを、本人と一緒に考えます。（※東京都社会福祉協議会からの受託事業です。）

## 地域福祉権利擁護事業のサービス

### 福祉サービスの利用援助

福祉サービスの利用方法や手続きに関する相談や利用料の支払いをお手伝いします。

### 日常的な金銭管理サービス

日常生活に必要な預貯金の払戻しや預入れ、公共料金等の支払いをお手伝いします。

### 書類等預かりサービス

日頃使わない大切な書類をお預かりします。

## サービス開始に至るまでの流れ



## お手伝いをする人はどんな人？

新宿区社会福祉協議会の「専門員」と「生活支援員」がお手伝いします。

**専門員** …職員が本人と一緒に支援内容を考えます。契約後も定期的に生活状況の確認を行います。

**生活支援員** …研修を受講した地域住民が、支援内容に沿って支援します。

具体的な地域福祉権利擁護事業のお手伝いは  
2面・3面の事例をご参照ください！



センターの連絡先は 4 面へ

# 福祉サービスの利用と支払い等のお手伝い

◎新宿 花子さんの場合  
75歳、一人暮らし  
「介護サービスの支払いや手続きってどうすればいいの？」



## ▶相談までの様子

- ・外出が好きで、友人との会話を楽しむ日々を送ってきた。
- ・最近、足腰に痛みが出て、買い物に行くことが難しくなった。
- ・花子さんを心配した民生委員からの相談で、高齢者総合相談センター職員が介護保険制度の申請をした。
- ・以下のような困りごとを心配した高齢者総合相談センター職員が社会福祉協議会への相談をした。



### 困りごと

- ・自宅には未開封の郵便物があり、必要な手続きができていない。
- ・介護保険サービスの支払いも自分でできるか不安に感じている。



☆専門員は、花子さんの自宅に訪問して、どんな暮らしをしてきたのかと、困りごとを確認します。信頼関係を築きながら、具体的なお手伝いの内容を花子さんと一緒に考えます。

## ▶地域福祉権利擁護事業でのお手伝い

### ●利用サービス：福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理サービス

- ・生活支援員が月に1回、花子さんの自宅を訪問する。
- ・花子さんからお話を伺い、郵便物などの書類の内容を一緒に確認、手続きをし、ヘルパー利用料などの支払いをお手伝いする。
- ・花子さんから「もっとたくさんの人とお話したい」と希望があったと生活支援員から報告を受けた専門員は、高齢者総合相談センター職員に相談をした。



☆花子さんと契約をして、お手伝いします。「花子さんがどうしたいのか」をよく確かめながら、各関係機関と協力して、花子さんの暮らしを安心かつ豊かにするような方法を提案します。

## ▶花子さんの今

- ・花子さんは、ヘルパーを利用することで、以前のように不自由なく買い物ができる。また、デイサービスの利用を始め、多くの顔見知りができることで、楽しく過ごすことができる。
- ・生活支援員には気軽に不安を相談し、書類手続きや各種支払い支援を受けることができ、安心して福祉サービスを利用している。



# 日常的な金銭管理のお手伝い

◎社協 太郎さんの場合  
38歳、一人暮らし、軽度の知的障害  
「お金を使いすぎてしまった。ご飯も食べられない...」



## ▶ 相談までの様子

- 趣味は映画鑑賞。
- 地域の就労支援センターに通所している。
- 所持金が無くなり、昼食を買えないことを心配した就労支援センター職員が社会福祉協議会への相談を勧めた。
- 太郎さんが施設職員と一緒に社会福祉協議会へ相談をしたところ、以下のような困りごとがあることが分かった。



### 困りごと

- 一人暮らしなので、不必要な契約をしてしまったらと思うと不安である。
- 計画立ててお金を使えず、所持金が無くなり、困ることが多い。



☆専門員は、太郎さんの自宅や就労支援センターを訪問して、どんな暮らしをしてきたかと、困りごとを確認します。信頼関係を築きながら、具体的なお手伝いの内容を太郎さんと一緒に考えます。

## ▶ 地域福祉権利擁護事業でのお手伝い

- 利用サービス：福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理サービス
- 生活支援員が月に2回、太郎さんの自宅を訪問する。
- 太郎さんから話を伺い、郵便物などの書類の内容を一緒に確認し、手続きをする。不必要な契約の場合は、クーリングオフ手続きをお手伝いする。
- 銀行で一緒にお金を払戻し、家賃や1日ごとに使えるお金を封筒に分ける準備する。レシートをノートに貼り、計算をするお手伝いする。



☆太郎さんと契約をして、お手伝いします。就労支援センターの職員と連携をしながら、「太郎さんが得意なことや苦手なこと」を理解して、太郎さんがわかりやすいようにお金を準備します。

## ▶ 太郎さんの今

- 太郎さんは、1日に使えるお金がはっきりとしたことで、毎日きちんと食べることができるようになった。
- 太郎さんと生活支援員で一緒に考えた「貯まったお金で映画を観に行く」ことを目標に、就労支援センターに元気に通っている。



## ちょっとポイント



## 地域福祉権利擁護事業と成年後見制度との違いは？

地域福祉権利擁護事業は、「本人との契約」により、「日常生活の範囲内」で支援する事業です。

以下のような場合は、成年後見制度の利用が適切です。

### 地域福祉権利擁護事業との契約ができない状態

- 認知症や障害の状態が重く、地域福祉権利擁護事業の契約ができない

### 日常生活の範囲外の対応

- 頻繁な消費者被害に遭うため、不要な契約を取消す必要がある
  - 不動産の売却や老人ホームなどへの入所の契約をしたい
  - 遺産分割協議をする必要がある
- ・・・等々

もっと知りたい時は・・・

## 「出前講座」のご利用を！

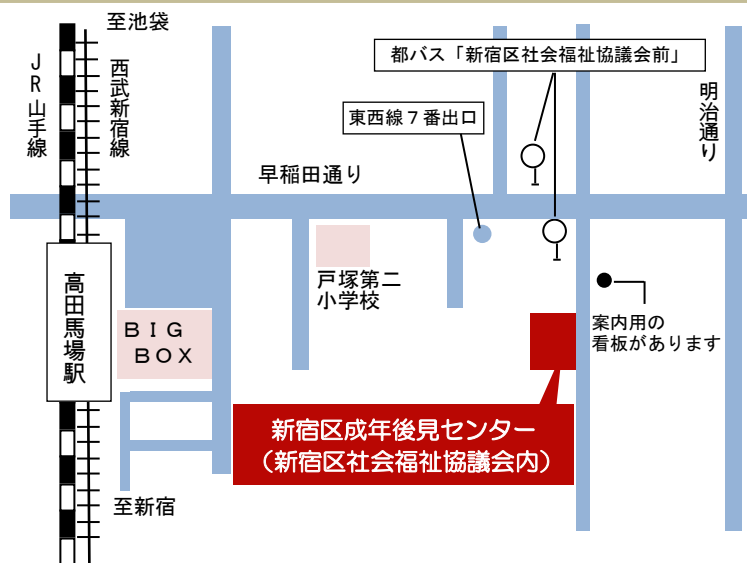


新宿区成年後見センターでは、職員等が地域の会合などに伺って、地域福祉権利擁護事業や成年後見制度についてお話しする「出前講座」を開催しています。

### 例えばこんなとき

- 高齢・障害者施設での家族会や職員向けに
- マンションの住民の集まりに
- 金融機関や医療機関での勉強会に

- 対象人数：  
5人以上の集まりからご利用いただけます。
- 利用方法：  
下記連絡先にご相談ください。



## 新宿区成年後見センター ご案内

- ◇ JR山手線・西武新宿線  
高田馬場駅下車早稲田口から徒歩7分
- ◇ 東京メトロ東西線  
高田馬場駅下車7番出口から徒歩3分
- ◇ 都バス  
「上69」小滝橋車庫⇄上野公園  
または、「飯64」小滝橋⇄九段下  
「新宿区社会福祉協議会前」下車徒歩1分

【住所】〒169-0075 新宿区高田馬場1-17-20 (新宿区社会福祉協議会内)  
【電話】03-5273-4522 【FAX】03-5273-3082  
【E-mail】skc@shinjuku-shakyo.jp 【URL】http://www.shinjuku-shakyo.jp